

昭和四十一年総理府令第十二号

土地分類調査作業規程準則

国土調査法第三条第二項の規定に基づき、土地分類調査作業規程準則を次のように定める。

第一章 総則

(目的)

第一条 土地調査法（昭和二十六年法律第八十号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する土地利用現況調査（以下「土地分類調査」という。）に関する作業規程の準則は、この省令の定めるところによる。

(土地分類調査の内容)

第二条 土地分類調査においては、土地をその利用の可能性により分類する目的をもつて、土地の利用現況に基づく分類調査（以下「土地利用現況調査」という。）、土性その他の土壤の物理的及び化学的性質、浸しそくの状況その他の主要な自然的要素に基づく分類調査（以下「自然的条件調査」という。）及び土地の生産力に基づく分類調査（以下「土地生産力調査」という。）を行ない、その結果を地図及び簿冊に作成するものとする。

(土地分類調査の作業)

第三条 土地分類調査の作業は、準備作業、現地作業、分析作業及び整理作業とする。

(準備作業)

第四条 準備作業とは、第二章の定めるところにより、調査計画の作成、既存資料の収集整理及び基図の作成を行なう作業をいう。

第五条 前項の基図は、法第二条第五項に規定する地図、当該地図に基づいて作成された縮尺二千五百分の一若しくは五千分の一の縮小図又はこれらに準ずる地図とする。

(現地作業)

第六条 現地作業とは、第三章の定めるところにより、現地を踏査し、必要な事項について観察、計測、聞き取り及び試料の採取等を行なう作業をいう。

(分析作業)

第七条 分析作業とは、第四章の定めるところにより、土壤の区分及び生産力の区分に関する必要な事項を明らかにするため、現地作業において採取された試料について理化学的分析を行なう作業をいう。

(整理作業)

第八条 整理作業とは、第五章の定めるところにより、準備作業、現地作業及び分析作業の結果の整理及び取りまとめを行ない、第二条に規定する分類調査について地図及び簿冊を作成する作業をいう。

(第二章 準備作業)

第九条 土地分類調査を行なう者は、調査の的確を期するため、当該土地分類調査を行なう地域に付いて、次の各号に掲げる既存資料の収集整理を行なうものとする。

(資料の収集整理)

一 地形、地質、土壤、気象、気候その他の自然条件に関する資料

(調査計画)

二 土地利用及び水利用に関する資料

(固定資産税評価額、地力等級その他の土地評価に関する資料)

(栽培慣行、経営形態その他の営農状況に関する資料)

(灾害及び生育障害等に関する資料)

(その他必要な資料)

第十条 現地作業は、基図に基づいて、おおむね土地の配列の順序に従い、必要な事項の調査を行なうものとする。

(現地作業)

第十三条 土地条件調査は、原則として毎筆の土地について、当該土地の土壤、地形及び表層地質に関する調査（以下「土地条件調査」という。）並びに当該土地の保全に関する調査（以下「土地保全調査」という。）を行なうものとする。

(土地条件調査)

第十四条 土地保全調査は、台風その他の異常な天然現象により生じた災害の状況及び災害の発生を助長し若しくは誘発し又は助長し若しくは誘発するおそれのある土地の性状について行なうものとする。この場合における調査事項及び調査内容は、別表二のとおりとする。

2 農地については、前項の調査のほか、作物の生育を阻害している原因及びその現況について行なうものとする。この場合における調査事項及び調査内容は、別表三のとおりとする。

（土地生産力調査）

第十五条 土地生産力調査は、毎筆の農地について、別表一に掲げる土地利用形態別に主要作物についての生産力の等級を区分するため、当該土地の状況、営農の状況その他の生産力に関する事項についての観察、聞き取り及び生産者による協議等により行なうものとする。

2 前項の調査結果に基づく作業基図及び調査票により、生産力区分図を作成するものとする。

（第四章 分析作業）

第十六条 分析作業においては、土壤調査において採取された試料について精密分析又は簡易分析を行ない、その結果を調査票に記入するものとする。

（精密分析）

第十七条 精密分析は、土壤の区分及び生産力の区分のため必要と認められる場合に行なうものとする。この場合における分析の項目及び方法は、土じよう調査作業規程準則別表四に準ずるものとする。

（簡易分析）

第十八条 簡易分析は、前条に定める精密分析を行なわなかつた試料について行なうものとする。

（土地利用現況図の作成）

第十九条 土地利用現況調査の結果は、作業基図及び調査票並びに第九条の資料に基づき、同一の地目及び土地利用形態別に整理区分し、これを整理作業に使用される基図（以下「整理基図」という。）に転記して土地利用現況図を作成するものとする。

